

大豆・麦等生産体制緊急整備事業 業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、埼玉県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）が大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2847号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2846号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う大豆・麦等生産体制確立推進事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

- 第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、交付要綱、実施要領、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって、関東農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第2に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、地域農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会。以下「地域協議会」という。）に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に運営しなければならない。
- 2 県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う県内の地域協議会に対し、本事業に係る助成金を交付するものとする。

第2章 大豆・麦等生産体制確立推進事業の実施

(県実施方針兼基金造成計画書)

第3条 県協議会長は、実施要領第4の1に定めるところにより県実施方針兼基金造成計画書を作成し、国の承認を受けるものとする。

(都道府県事業計画)

第4条 県協議会長は、実施要領第4の2の（1）のアに定めるところにより県事業計画を作成し、国の承認を受けた後、県域全体での取組を行う場合にあっては、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に県域全体での取組の内容を周知するものとする。

(地域事業計画)

- 第5条 地域協議会長は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領第4の2の(2)のアに定めるところにより地域事業計画を作成し、県協議会長に提出するものとする。
- 2 県協議会長は、提出された地域事業計画の内容について、実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、県事業計画に反映するものとする。
- 3 県協議会長は、県事業計画について国の承認を受けた後、別紙様式第1号により、県事業計画に含まれた地域事業計画を承認するものとする。
- 4 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するものとする。

(取組計画書兼助成金申請書)

- 第6条 地域協議会長又は県協議会長は、実施要領第4の3の(1)により取組計画書兼助成金申請書の様式を定め、必要に応じて本事業の交付の対象となり得る者に配布し、一定の申請期間を設けた提出期限を定めるものとする。
- 2 実施要領第2の2で定める取組参加者は、地域事業計画又は県事業計画で定めた取組の実施に必要な経費について、実施要領第4の3の(2)に定めるところにより取組計画書兼助成金申請書を作成し、当該取組を定めた地域協議会又は県協議会に提出するものとする。
- 3 取組参加者は、前項の取組計画書兼助成金申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
- 4 地域協議会長又は県協議会長は、第2項の取組計画書兼助成金申請書の提出を受けに当たっては、取組計画書兼助成金申請書の提出者に対して、助成金の授受に関して必要な以下の事項についての承諾を得なければならない。
- ① 地域協議会長又は県協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
 - ② 当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を事業終了又は中止、廃止の年度の翌年度から5年間保存すること。
 - ③ 上記①、②及び実施要綱・実施要領等に定められた要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返還すること。
 - ④ 個人情報の取扱いに関する事項
- 5 地域協議会長又は県協議会長は、取組参加者より取組計画書兼助成金申請書の提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域事業計画又は県事業計画等に照らして適当である場合は、これを承認し、取組計画書兼助成金申請書の提出者に別紙様式第2号により通知するものとする。

なお、取組計画書兼助成金申請書の検査・審査に当たっては、地域協議会にあって

は市町村、県協議会にあっては県に所属する補助事業に精通した者が主となり実施するなどその精度を高めるように努めるものとする。

- 6 地域協議会長又は県協議会長は、計画していた額以上の申請があった場合には、地域事業計画又は県事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき、取組参加者の優先順位等の決定や助成率等の調整を行い、取組計画書兼助成金申請書の提出者に別紙様式第2号によりその結果を通知するものとする。
- 7 地域協議会長又は県協議会長は、地域協議会又は県協議会の構成団体から取組参加者として申請があった場合は、当該申請に係る要件確認及び選定等に当該団体の者を関与させてはならないものとする。

（取組計画書兼助成金申請書の変更）

第7条 実施要領第4の3の（3）で定める重要な変更とは、以下に掲げる変更とする。

- ① 取組の中止又は廃止
- ② 取組参加者の変更
- ③ 事業費の3割を超える増減
- ④ 取組の変更・追加・削除

（大豆・麦等生産体制確立推進事業に係る事業の執行）

第8条 県協議会及び地域協議会は、県事業計画又は地域事業計画において自らが取組を行うこととしている場合には、国又は県協議会より承認を受けた後、当該事業計画に基づいて取組を行うものとする。

（概算払の請求）

第9条 地域協議会は、自ら行う取組に限り、県協議会に別紙様式第3号により第6条第5項による承認通知を基に概算払請求を行うことができるものとする。

（取組報告書兼助成金請求書）

第10条 第6条第5項により取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は承認を受けた取組計画書兼助成金申請書について取組参加者と共同で申請した者（以下「共同申請者」という。）は、地域協議会長又は県協議会長が定める提出期限までに、取組の実施に必要となった経費の請求について、別紙様式第4号により当該承認を受けた協議会に提出するものとする。

- 2 第6条第3項のただし書により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで助成金の申請をした取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼助成金請求書を提出するに当たって当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項のただし書の適用を受けた取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により

本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（取組報告書兼助成金請求書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第9号により速やかに地域協議会長又は県協議会長に報告するとともに、地域協議会長又は県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（地域事業計画に係る助成金の請求）

- 第11条 地域協議会長は、第10条第1項に基づき取組報告書兼助成金請求書の提出があった場合には、検査を行い、その内容が実施要綱及び実施要領等に照らして適正であると認めた場合は、地域協議会が自ら行う取組の実施に必要な経費と合わせて交付額を取りまとめ、県域全体での取組に係る検査及び助成金交付等の事務を行う場合にあっては当該事務に係る必要額を加えて、別紙様式第5号により県協議会長に請求を行うものとする。
- 2 地域協議会長は、地域事業計画に定める「計画していた額以上の申請があった場合の調整方法」により助成率等を調整する必要がある場合には、それに従い、助成率等の調整を行うものとする。

（大豆・麦等生産体制確立推進事業に係る助成金の支払）

- 第12条 県協議会長は、地域協議会長から第9条又は第11条の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第16条第1項の基金から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、地域協議会長に当該交付額を別紙様式第6号により通知するものとする。ただし、地域協議会長から直接支払の依頼があった場合は、県協議会長は、当該助成金の支払を地域協議会長に代わって取組報告書兼助成金請求書の提出者へ直接支払うことができるものとし、その場合には、取組報告書兼助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するとともに、地域協議会長に当該交付額の合計を別紙様式第6号により通知するものとする。この場合、地域協議会長は、第2項を省略することができるものとする。
- 2 地域協議会長は、県協議会長から第1項の助成金を交付された場合には、遅滞なく取組報告書兼助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 3 県域全体での取組を行う場合にあっては、県協議会長は、第11条第1項に準じて交付額を取りまとめ、第2項に準じて取組報告書兼助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、県協議会長は、取組報告書兼助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 4 第3項の場合、検査、助成金交付等に係る事務を、地域協議会長が行うことも可能とする。

（事務費）

- 第13条 県協議会の承認を受けた地域事業計画に係る事務に要する経費は、助成の対象

とする。

- 2 対象となる事務費の範囲については、実施要領別表のとおりとする。
- 3 県協議会長は、地域協議会の事務費としての活用可能額を定め、地域協議会へ通知するものとする。
- 4 県協議会は、県域全体での取組に係る検査及び助成金交付等の事務を関係地域協議会が行う場合、当該事務費を都道府県協議会の事務費として、地域協議会からの請求に応じて支払うものとする。

(助成金の返納)

第14条 本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者は、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、助成金の全部又は一部を助成金の交付を受けた地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。

- 2 県協議会及び地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者又はその共同申請者が、県協議会及び地域協議会から助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の交付を受けた者又は共同申請者に対して助成金の全部又は一部について、期日を定め返納を命じることができるものとする。
- 3 前項により返納を命じられた者は、当該助成金を地域協議会又は県協議会に返納しなければならない。
- 4 第1項により返納があった地域協議会は、速やかに県協議会に返納しなければならない。
- 5 県協議会は、地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長に送付しなければならない。
- 6 前項の助成金の返還を命じられた地域協議会長は、前項の期日までに命じられた額を県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができるものとする。この措置を求める場合には、地域協議会長は、期日までに返納できない理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。
- 7 県協議会長は、当該地域協議会長より前項の期日の延長を求める申請があった場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を当該地域協議会長に通知するものとする。
- 8 県協議会長は、当該地域協議会が第2項の返納を第6項の返還の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第2項の期日に第6項の書面の提出を県協議会長が受け

た日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日)を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、関東農政局長からその他とるべき措置について指示を受け、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

- 9 第3項又は第4項により返納があった県協議会は、速やかに関東農政局長へ報告し、国への返納手続等について指示を受けるものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第15条 第6条第5項により取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地域協議会又は県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

第3章 基金の管理

(基金の管理)

- 第16条 県協議会は、要綱第2の1の基金造成事業により造成した基金について大豆・麦等生産体制緊急整備基金（以下「基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。
- 2 県協議会は、基金を国の承認を受けた県事業計画に係る県協議会が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の使途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。
- 3 県協議会は、本事業について、県協議会に加え地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。
- 4 県協議会は、第1項の基金を（埼玉県信用農業協同組合連合会本店 普通口座番号0009978）により管理する。
- 5 県協議会は、前項の管理からやむを得ず生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
- 6 県協議会長は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について関東農政局長の指示を受けるものとする。

第4章 報 告

(事業実施状況の報告)

- 第17条 地域協議会長は、**事業実施年度から地域事業計画に定める目標年度までの間、毎年度、事業の実施状況について別紙様式第8号により実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月16日までに県協議会長に報告するものとする。**

（事業の評価）

第 18 条 県協議会長は、実施要領第 5 の 2 の事業評価報告書の作成に当たっては、本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者及び地域協議会に対して、実施した取組による効果の発現状況の報告を求めることができるものとする。

- 2 取組参加者は、実施した取組による効果の発現状況について、目標年度までの間、毎年度とりまとめるものとする。

第 5 章 雑 則

（事業期間）

第 19 条 本事業の事業期間は、実施要綱施行日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

（財産の管理等）

第 20 条 県協議会及び地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

- 2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第 14 条に準じて国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 21 条 県協議会及び地域協議会は、本事業に係る助成金の交付を受けた者に対して、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」第 22 条に準じて、本事業により取得した財産を地域協議会長又は県協議会長の承認を受けないうで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないよう指示しなければならない。

- 2 本事業により取得した財産のうち、第 1 項の規定の対象となるものは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 4 号の規定に準じ、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。
- 3 第 1 項の財産の処分を制限する期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）に準じることとする。
- 4 本事業に係る助成金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地域協議会長又は県協議会長の承認を受けなければならない。
- 5 第 4 項に規定する手続は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うこととし、県協議会長は、必要に応じて関東農政局長へ処分に当たっての意見を求めることができることとする。

- 6 県協議会長又は地域協議会長自らが、本事業により取得した第2項の財産等を処分しようとする時は、県協議会長の場合は関東農政局長等、地域協議会長の場合は県協議会長の承認を受けなければならない。
- 7 第20条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(帳簿の備付け等)

- 第22条 県協議会、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会及び取組参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- 2 取得財産が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、別紙様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 3 県協議会長は、必要に応じて、当該地域協議会長に対し、助成金に係る経理内容を調査し、都道府県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

- 第23条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、関東農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 様

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 12 番 9 号
埼玉県農業再生協議会 会長 〇〇 〇〇 印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）
に係る地域事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった地域事業計画について承認したので、
大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のと
おり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつた大豆・麦等生産体制確立推進事業地域事業計画（以下単に「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇〇地域農業再生協議会長は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2847 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2848 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。
- 4 〇〇〇地域農業再生協議会長は、計画に記載された取組に係る取組参加者又は共同申請者の取組計画書兼助成金申請書の承認の際には、この助成金に係る実施要綱、実施要領及び業務方法書に従うことを条件としなければならない。
- 5 〇〇〇地域農業再生協議会長は、本事業で受領した助成金の収入及び支出に関する経理を他の事業と区分して経理しなければならない。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 2 号

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

住 所
〇〇地域農業再生協議会
会 長 〇〇 印
(* 埼玉県農業再生協議会
会 長 〇〇 印)

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）
に係る取組計画書兼助成金申請書の承認について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼助成金申請書について、下記
のとおり全部（又は一部）を承認しましたので、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業
務方法書第 6 条第 5 項（第 6 条第 6 項）の規定に基づき通知します。

※ 助成金の支払は、取組報告書兼助成金請求書により取組が確実に実施されたこと
を確認した後、行いますので申し添えます。

記

1 承認した取組及び助成額（※ 1）

整理番号 〇 〇〇 〇〇 円
整理番号 〇 〇〇 〇〇 円

2 助成対象外とした取組（※ 2）

整理番号 〇 〇〇
整理番号 〇 〇〇

3 助成対象外とした理由（※ 2）

〇〇のため。

※ 1 承認した取組がない場合は、記載しなくてよい。

※ 2 助成対象外とした取組がない場合は、記載しなくてよい。

4 助成金の対象となる事業及びその内容は、上記 1 のとおりです。

5 助成金の額並びに助成対象経費は、上記 1 のとおりとします。

6 貴殿は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け
24 生産第 2847 号農林水産事務次官依命通知）、大豆・麦等生産体制緊急整備
事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2848 号農林水産省生産局
長通知）及び大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書（平成〇〇年〇月〇日付
け第〇〇号）に従わなければなりません。

- 7 本通知に違反した場合（貴殿の責めに帰さない場合を除く。）又は事業中止した場合には、支払を受けた助成金を返納しなければなりません。

※以下、必要に応じて取組毎等に用件を付すことができる。

（参考例）

- 8 本事業により取得した機械を、助成金の交付を受けた都道府県協議会長又は地域協議会長の承認を受けることなく、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはいけません。
- 9 本事業により機械を導入するため締結したリース契約を、助成金の交付を受けた都道府県協議会長又は地域協議会長の承認を受けることなく、中途解約を行ってはいけません。
- 10 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- 11 取得財産が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければなりません。

（＊機械機器の購入又はリース方式による導入の場合。）

(別紙 2 関係) 別紙様式第 3 号

番 号
年 月 日

埼玉県農業再生協議会
会長 ○○ 様

住 所
○○地域農業再生協議会
会 長 印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）に
係る助成金の概算払請求について

大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第 9 条の規定に基づき、助成金を概算払
により交付されたく、下記のとおり請求する。

記

1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）

今回請求額： _____ 円（①＋②）

（既請求額： _____ 円）

〔請求額の内容〕

① 地域事業計画分

_____ 円

② 県協議会の取組に係る事務費

_____ 円

（注 1）請求額の計算の基礎となった資料及び交付要件の確認資料を提示すること。

（注 2）既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

（注 3）経理事務の処理体制（公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェッ
ク体制がとれていること）が分かる資料を添付すること（既存の資料でも可）。

2 振込先

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）取組報告書兼助成金請求書

〇〇 地域農業再生協議会

会長 〇〇 様

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇番〇号で承認を受けた取組計画書兼助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第10条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理 番号	分類	取組名称	対象作 物	面積又 は員数	単価	助成率	事業費	うち助成金	備考
合計									

※1 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

3 添付書類

(1) 取組計画書兼助成金申請書の写し（軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。）

(2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類（契約書の写し、機械・資材の写真、作業日誌・作業写真・作業ほ場がわかるもの等）を添付してください。

大豆・麦等生産体制緊急整備事業(大豆・麦等生産体制確立推進事業)
取組報告書兼助成金請求書

埼玉県農業再生協議会

会長 ○○ 様

(○○地域農業再生協議会経由)

【取組参加者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 住所

電話/FAX () / ()

平成○○年○○月○○日付け○番○号で承認を受けた取組計画書兼助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第10条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理 番号	分類	取組名称	対象作 物	面積又 は員数	単価	助成率	事業費	うち助成金	備考
合計									

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し(軽微な変更があった場合には、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。)
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類(契約書の写し、機械の写真等)を添付してください。

大豆・麦等生産体制緊急整備事業(大豆・麦等生産体制確立推進事業)
取組報告書兼助成金請求書

埼玉県農業再生協議会

会長 ○○ 様

(○○地域農業再生協議会経由)

【取組参加者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話/FAX () / ()

平成○○年○○月○○日付け○番○号で承認を受けた取組計画書兼助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第10条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

なお、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、支払を受けた助成金を返納します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理 番号	分類	取組名称	対象作 物	面積又 は員数	単価	助成率	事業費	うち助成金	備考
合計									

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し(軽微な変更があった場合には、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。)
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類(契約書の写し、機械の写真等)を添付してください。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 5 号

番 号
年 月 日

埼玉県農業再生協議会長 様

住 所
〇〇〇地域農業再生協議会
会 長 印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）
に係る助成金の請求について

大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第 11 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。

（なお、取組参加者への支払は埼玉県農業再生協議会より直接支払い願いたい。）
記

1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）

今回請求額： _____ 円（①＋②）

（既請求額： _____ 円）

〔請求額の内容〕

① 地域事業計画分

_____ 円

② 県協議会の取組に係る事務経費

_____ 円

2 振込先

（注 1）請求額の計算の基礎となった資料（取組報告書兼助成金請求書等）及び取組要件の確認資料を提示すること。

（注 2）既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

（注 3）経理事務の処理体制（公印の管理・押印体制、複数の職員による相互チェック体制がとれていること）が分かる資料を添付すること（既存の資料でも可）。なお、既に概算払い請求時に提出済の場合は不要。

（注 4）業務方法書第 12 条第 1 項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払いを希望する場合は、本文括弧書きを記載し、取組参加者への振込先等を一覧表等に整理して添付すること。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 6 号

番 号
年 月 日

〇〇〇地域農業再生協議会長 殿

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 12 番 9 号
埼玉県農業再生協議会 会長 印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）
に係る助成額について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった大豆・麦等生産体制緊急整備事業
（大豆・麦等生産体制確立推進事業）に係る助成額については、下記のとおり交付し
たので、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第 12 条第 1 項の規定に基づき
通知する。

記

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）

今回交付額： _____ 円

（既交付額： _____ 円）

〔 交 付 額 の 内 容 〕

① 地 域 事 業 計 画 分

_____ 円

② 県 協 議 会 の 取 組 に 係 る 事 務 経 費

_____ 円

（注²）③ 取 組 参 加 者 へ の 直 接 支 払 額 ）

_____ 円）

（注 1） 既交付額に記載する額は、今回交付額は除くこと。

（注 2） 業務方法書第 12 条第 1 項ただし書きにより、取組参加者へ直接支払いを行った場合に記載すること。

番 年 月 日

〇〇 〇〇 様

住所

〇〇 地域農業再生協議会

会長

印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）
に係る助成額の通知について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組報告書兼支払請求書の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第12条第2項（第3項）に基づき、通知します。

記

1 助成金交付額

今回交付額 円

(既交付額) 円

(注) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除きます。

2 助成金交付額の内訳

整理 番号	分類	取組名称	対象作物	面積又は 員数	単価	助成率	事業費	うち助成金	備考
合計									

※1 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

(別紙2 関係) 別紙様式第7号-2

(機械機器の購入又はリース方式による導入の場合)

番
年 月 日

〇〇 〇〇 様

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号

埼玉県農業再生協議会

会長 〇〇 〇〇 印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）
に係る助成額の通知について

平成〇年〇月〇日付で 〇〇地域協議会 経由で提出のあった取組報告書兼支払請求書
の内容のうち、下記の内容について助成金を交付したので、大豆・麦等生産体制緊急整備事
業業務方法書第12条第2項（第3項）に基づき、通知します。

記

1 助成金交付額

今回交付額 円
(既交付額) 円

(注) 既交付額に記載する額は、今回交付額は除きます。

2 助成金交付額の内訳

整理 番号	分類	取組名称	対象作物	面積又は 員数	単価	助成率	事業費	うち助成金	備考
合計									

※1 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

- 「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- 「2」ほ場条件の改善に向けた取組
- 「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

(注1) 業務方法書第12条第1項ただし書きにより、都道府県協議会長が取組参加者へ
直接支払いを行う取組は、本様式を使用する。

番 年 月 号 日

埼玉県農業再生協議会

会長 ○○ ○○ 様

住所

○○ 地域農業再生協議会

会長

印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）実施状況報告書

大豆・麦等生産体制確立推進事業（大豆・麦等生産体制確立推進事業）実施状況報告書について、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第17条に基づき、別添のとおり報告する。

(別紙2関係) 別添 (別紙様式第8号関係)

大豆・麦等生産体制確立推進事業 地域実施状況報告書

協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組名称	対象作物	面積又は員数	事業費	助成金	備考
合計							

第2 (計画していた以上の申請があった場合) 承認の優先順位等の調整方法

--

第3 大豆・麦等の生産拡大の状況

作物		平成24年産 (現状)			平成25年産 (1年目)			平成26年産 (2年目)			平成27年産 (3年目・目標年度)		
		面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量
麦	目標				ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①				%	%	%	%	%	%	%	%	%
	増加率②				%	%	%	%	%	%	%	%	%
大豆	目標				ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①				%	%	%	%	%	%	%	%	%
	増加率②				%	%	%	%	%	%	%	%	%
	目標				ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①				%	%	%	%	%	%	%	%	%
	増加率②				%	%	%	%	%	%	%	%	%
合計		ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—

※ 取組に係る助成対象作物すべてについて、適宜行を追加し記入してください。平成24年産(現状)の「現状・実績」欄には、承認された事業計画の数値を転記してください。

※ 「増加率①」は平成24年産(現状)に対する割合とし、「増加率②」は、平成27年産(目標年度)に対する割合を記入してください。

第4 (24年産と比較しての) 事業効果発現状況と大豆・麦等の生産拡大に向けた今後の取組について

--

※ 報告3年目において、目標として定めた面積・単収・収穫量に到達しなかった場合、その要因を記入してください。

(別紙 2 関係) 別紙様式第 9 号

平成〇〇年度大豆・麦等生産体制緊急整備事業
の仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農業再生協議会長 殿

住 所

氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって承認のあった取組について、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	業務方法書第 12 条による助成額の通知額 (平成〇〇年〇〇月〇日付けによる額の確定通知額)	金	円
2	助成金の通知時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る 消費税等相当額	金	円
4	助成金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) その他参考となる資料を添付すること。
(3 の金額の積算の内訳等)

(別紙 2 関係) 別紙様式第 10 号

財 産 管 理 台 帳

団体名

実施年度・事業名			平成〇〇年度・大豆・麦等生産体制緊急整備事業												
番号	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助金	その他					
								円	円	円					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

大豆・麦等生産体制確立推進事業
地域事業計画取組計画書兼助成金申請書

〇〇 地域農業再生協議会

会長 〇〇 殿

フリガナ	フリガナ	
氏名	代表者氏名	印
※ 代表者氏名は法人・組織のみ記入		
〒	—	
住所		
電話番号		

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第284号農林水産省生産局長通知）第4の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 私は、地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 私は、この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止した場合には、支払を受けた助成金を〇〇協議会に返納します。

3 助成金申請額 _____ 円 （②+③）

4 取組内容

- （1）取組の総括
実施を希望する取組は回答欄の「はい」を、希望しない取組は回答欄の「いいえ」を○で囲んでください。

整理番号	取組名称	回答欄	
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ

- （2）取組の詳細
別添のとおり
※ 機械を導入する場合は別添2を、その他の取組を行う場合には別添3を添付してください。

裏面に助成金振込口座記入欄があります。
忘れずに記入してください。

5 助成金振込口座先

金融機関（ゆうちょ銀行以外）													
金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名									
				農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金									
支店コード（数字3ケタ）				支店名									
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）										口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）			
☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知													
口座名義人													
フリガナ													
漢字													
ゆうちょ銀行													
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）						番号（右づめで記入）							
1						1							
口座名義人													
フリガナ													
漢字													

- 6 ☐ 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。
 ※ その内容について同意する場合は、□印にレ点を必ずご記入下さい。

農林水産省、都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会は、大豆・麦等生産体制確立推進事業の助成金を交付するために、事業の参加者から提出された地域事業計画取組計画書兼助成金申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の交付に係る事務のために利用します。

添付書類 消費税の納税対応状況

- ※ 予定の納税対応（納税対応の実績）が確認できる書類を添付してください。
 ※ みなし法人を除く任意組織の場合は、構成員全員について必要です。

大豆・麦等生産体制確立推進事業
地域事業計画取組計画書兼助成金申請書

〇〇 都道府県農業再生協議会

会長 〇〇 殿

(地域農業再生協議会経由)

※ 都道府県協議会が
地域協議会の経由を
設定する場合

【取組参加者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒

一

住所

電話番号

※ 導入する機械によって
リース事業者が異なる場
合はリース業者毎に作成
してください。

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒

一

住所

電話番号

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第284
8号農林水産省生産局長通知）第4の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり申請しま
す。

記

- 1 地域事業計画に基づいて、以下の取組を行います。
- 2 この取組計画書に違反した場合（私の責めに帰さない場合を除く。）及び事業中止し
た場合には、支払を受けた者が〇〇協議会に返納します。
- 3 助成金申請額

円 (①)

4 取組内容

(1) リース方式による機械の導入に係る取組

実施を希望する取組は回答欄の「はい」を、希望しない取組は回答欄の「いいえ」を
○で囲んでください。

整理番号	取組名称	回答欄	
		はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ

※ リースに関する取組をあらかじめ協議会が記入しておいてください。

5 助成金振込口座先
※ 助成金の交付を受けるリース事業者の口座を記入してください。

6 ☐ 私は、以下の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

- 30-

整理番号〇 リース方式による〇〇の導入 取組計画書

1 共同申請者

（１）取組参加者

氏名	印		
代表者名		電話番号	
住所	〒 ー		
各種計画等における役割	☐ 認定農業者		
	☐ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体		
	☐ 地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者		
	☐ その他（		
	☐ その他（		

（２）リース事業者

リース事業者名 （共同申請者）	印		
代表者名		電話番号	
住所	〒 ー		

2 要件等確認欄

要件	回答欄
1	
2	
3	

3 大豆・麦の生産計画

作物	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	収穫量 (t)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	収穫量 (t)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	収穫量 (t)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	収穫量 (t)
麦												
大豆												
合計												

4

対象機械	機種名		数量	台		
	型式名					
	対象作物					
	利用面積					
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)					
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～		(年)	
	リース借受日から〇年間 (※2)	(年)				
リース物件取得見込額 (税抜き)		[1]	(円)			
リース期間終了後の残価設定		[2]	(円)			
リース料助成申請額		[3]	(円)			
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)		[4]	(円)			
機械利用者負担リース料 (税込み)		[5]	(円)			
リース物件保管場所						

(注) 1 ※1 及び※2については、いずれかを記入すること。

2 リース助成申請額は、A、Bいずれか小さい額を記入すること。

A: [1] × (リース期間／法定耐用年数) × 1／2 以内

B: $([1] - [2]) \times 1/2$ 以内

3 複数の機械をリースする場合には、機械毎にそれぞれ作成すること

4

この取組計画書を提出した取組参加者とリース事業者は、本取組に係る助成金をこのリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。

5

(1) 取組参加者

- 認定農業者：経営改善計画書の写し
- 人・農地プランに位置づけられた中心経営体：人・農地プラン（新規就農者にとっては認定された就農計画）及び中心経営体リスト
- 地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者：地域水田農業ビジョン及び担い手リスト
- 農業者の組織する団体：規約、構成員名簿、総会資料等
- 特定農業団体：法人化計画
- 法人：定款の写し

(2) リース事業者

財務状況、過去のリース実績が分かる書類

(3) 大豆・麦の生産実績

直近の大豆・麦の生産面積、出荷量を証する書類

(4) 導入する農業機械関係

- 対象機械のカタログの写し
- 規模決定根拠
- 複数の販売会社等の見積書の写し

整理番号〇 〇〇の購入 取組計画書

1 要件等確認欄

各種計画等における役割	☐ 認定農業者
	☐ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体
	☐ 地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者
	☐ その他（
	☐ その他（

要件	回答欄
1	
2	
3	

2 大豆・麦の生産計画

作物	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	収穫量 (t)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	収穫量 (t)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	収穫量 (t)	面積 (ha)	単収 (kg/10a)	収穫量 (t)
麦												
大豆												
合計												

3 導入する農業機

対象機械	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物			
	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)			
購入価格（税抜き） [1]		(円)		
購入価格（税込み） [2]		(円)		
購入費助成申請額 [3]		(円) ②		
購入物件保管場所				

※1 購入費助成申請額は、[1]×1/2以内の額を記入してください。

※2 別添として、複数の販売会社等の見積書の写し等を提出してください。

4 添付資料

(1) 取組参加者

- 認定農業者：経営改善計画書の写し
- 人・農地プランに位置づけられた中心経営体：人・農地プラン（新規就農者にあっては認定された就農計画書）及び中心経営体リスト
- 地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者：地域水田農業ビジョン及び担い手リスト
- 農業者の組織する団体：規約、構成員名簿、総会資料等
- 特定農業団体：法人化計画
- 法人：定款の写し

(2) 大豆・麦の生産実績

直近の大豆・麦の生産面積、出荷量を証する書類

(3) 導入する農業機械関係

- 対象機械のカatalogの写し
- 規模決定根拠
- 複数の販売会社等の見積書の写し

整理番号〇 〇〇〇

取組計画書

1 要件等確認欄

各種計画等における役割	☐ 認定農業者
	☐ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体
	☐ 地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者
	☐ その他（
	☐ その他（

要件	回答欄
1	
2	
3	

2 取組内容

取組内容			事業費		備考
具体的内容（資材の名称、取組を行う地番等具体的内容を記載）	面積又は員数	単価	事業費	うち助成金	
合計					③

※ 「備考」欄には、事業に関する仕入れに係る消費税等相当額を記入してください。

※ ③には、事業費の〇／〇以下の金額を記入してください。

3 添付資料

(1) 取組参加者

○認定農業者：経営改善計画書の写し

○人・農地プランに位置づけられた中心経営体：人・農地プラン（新規就農者にあっては認定された就農計画書）及び中心経営体リスト

○地域水田農業ビジョンの担い手リスト掲載者：地域水田農業ビジョン及び担い手リスト

○農業者の組織する団体：規約、構成員名簿、総会資料等

○特定農業団体：法人化計画

○法人：定款の写し

(2) 大豆・麦の生産実績

直近の大豆・麦の生産面積、出荷量を証する書類